

資料 3

出入国管理及び
難民認定法等の
改正等について

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の概要

法務省入国管理局

- 1 **新たな在留管理制度の導入（参考資料1）【施行日：公布の日から3年以内（注1）】**
 - (1) 法務大臣が必要な情報を継続的に把握する制度の構築
 - (2) 適法に在留する外国人の利便性を向上させるための措置
 - ① 在留期間の上限の伸長（3年→5年）
 - ② 再入国許可制度の見直し（みなし再入国許可制度の導入等）
- 2 **特別永住者に係る措置（特別永住者証明書の交付）（参考資料2）【施行日：公布の日から3年以内（注1）】**
- 3 **外国人研修制度の見直しに係る措置【施行日：公布の日から1年以内（注1）】**
 - (1) 以下の活動行うことができる在留資格として「技能実習」を整備する。
 - ① 在留資格「研修」の活動のうち実務研修を伴うもの（国等が受け入れる場合を除く。）について、労働関係法令の適用を可能とするための活動
 - ② ①の活動に従事し、技能等を修得した者が雇用契約に基づき修得した技能を要する業務に従事するための活動
 - (2) 事実と異なる在職証明書等の作成に関与して研修生が入国することを幫助するような悪質なブローカーに対処するため、偽変造文書作成の教唆・幫助等に係る退去強制事由を規定する。
- 4 **在留資格「留学」と「就学」の一本化【施行日：公布の日から1年以内（注1）】**

留学生の安定的な在留のため、在留資格「留学」と「就学」の区分をなくし、「留学」の在留資格へと一本化する。
- 5 **入国者收容所等視察委員会の設置【施行日：公布の日から1年以内（注1）】**
- 6 **拷問等禁止条約等の送還禁止規定の明文化【施行日：公布の日（注2）】**
- 7 **在留期間更新申請等をした者の在留期間の特例に係る措置【施行日：公布の日から1年以内（注1）】**

在留期間の満了の日までに申請した場合において、申請に対する処分が在留期間の満了までにされないときは、当該外国人は、その在留期間の満了後も、当該処分がされる日又は従前の在留期間の満了の日から2月を経過する日のいずれか早い日まで、引き続き当該在留資格をもって本邦に在留することができる規定を設ける。
- 8 **上陸拒否の特例に係る措置【施行日：公布の日から1年以内（注1）】**

上陸拒否事由に該当する特定の事由がある場合であっても、法務大臣が相当と認めるときは、上陸を拒否しないことができる規定を設ける。
- 9 **乗員上陸の許可を受けた者の乗員手帳等の携帯・提示義務に係る措置【施行日：公布の日から6月以内（注1）】**
- 10 **不法就労助長行為等に的確に対処するための退去強制事由等の整備に係る措置【施行日：公布の日から1年以内（注1）】**

(注1) 施行日は、政令で定めます。

(注2) 拷問等禁止条約と同様の規定がある強制失踪条約については、当該条約が発効次第、施行されます。

新たな在留管理制度の概要について

1 はじめに

新たな在留管理制度は、適法な在留資格をもって我が国に中長期間に在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図ろうとするものです。対象者には、後述する在留カードが交付されます。新制度の導入により在留管理に必要な情報をこれまで以上に正確に把握できるようになりますので、在留期間の上限をこれまでの3年から最長5年とすることや、1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度の導入など適法に在留する外国人の方々に対する利便性を向上する措置が可能になります。

なお、新たな在留管理制度の導入に伴って外国人登録制度は廃止されることとなります。

この新たな在留管理制度は、改正入管法が公布された平成21年7月15日から3年以内に施行されます。

2 対象者

新たな在留管理制度の対象となるのは、入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間に在留する外国人で、具体的には次の方々以外の方々です。例えば、観光目的で日本に短期間滞在する外国人の方は新たな在留管理制度の対象外となります。

- ① 3月以下の在留期間が決定された者
- ② 短期滞在の在留資格が決定された者
- ③ 外交又は公用の在留資格が決定された者
- ④ これらの外国人に準じたものとして法務省令で定める者
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない者

3 在留カード

新たな在留管理制度の導入に伴い交付される在留カードは、対象者に対し、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可等の在留に係る許可に伴って交付されるものです。在留カードには、写真が表示されるほか、次の事項が記載されます。また、偽変造防止のためICチップが搭載され、券面記載事項の全部又は一部が記録されます。

- ① 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は入管法第2条第5号ロに規定する地域
- ② 住居地（本邦における主たる住居の所在地）
- ③ 在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日
- ④ 許可の種類及び年月日
- ⑤ 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
- ⑥ 就労制限の有無
- ⑦ 資格外活動許可を受けているときはその旨

4 新たな在留管理手続の流れ

入国の審査

旅券に上陸許可の証印をするとともに、中長期在留者には**在留カードを交付**します。

住居地の(変更)届出

住居地を定めてから14日以内に、住居地を**市区町村**に届け出てください。
その後、住居地を変更した場合も同様です。

氏名等の変更届出

氏名、生年月日、性別、国籍等を変更したときは、14日以内に**地方入国管理局**に届け出てください。

所属機関等に関する届出

「技術」等の就労資格(「芸術」、「宗教」及び「報道」を除く)や、「留学」等の学ぶ資格
⇒所属機関の名称若しくは所在地の変更等が生じた場合には、14日以内に**地方入国管理局**に届け出てください。

「家族滞在」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」のうち、配偶者に係るもの
⇒配偶者と離婚又は死別した場合、14日以内に**地方入国管理局**に届け出てください。

在留カードの再交付

紛失、盗難、滅失、又は著しい毀損、汚損等をした場合には、**地方入国管理局**に再交付を申請してください。

※上記以外の理由で在留カードの交換を希望する場合にも、再交付の申請ができます。その場合には、実費相当の手数料を負担していただきます。

在留審査

在留期間更新申請、在留資格変更許可等により中長期在留者となった場合に、**在留カードを交付**します。

5 利便性を向上する措置

(1) 在留期間の上限の伸長

現在「3年」の在留期間を定めている在留資格について、「5年」の在留期間を法務省令で定める予定です。

また、「留学」の在留資格については、本年7月1日より、在留期間の最長期間が「2年3月」となっておりますが、新たな在留管理制度の導入により、新たに「4年3月」とする予定です。

(2) 再入国許可制度の見直し

① みなし再入国許可制度の導入

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人で出国後1年以内に再入国する場合には、原則として再入国許可を受ける必要はなくなります。

また、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持する特別永住者については、出国後2年以内に再入国する場合には、原則として再入国許可を受ける必要はなくなります。

② 再入国許可の有効期間の上限の伸長

再入国許可を受ける場合の再入国許可の有効期間の上限について、これまでの「3年」から「5年」に伸長されます。

また、特別永住者の方については、これまでの「4年」から「6年」に伸長されます。

6 罰則等

新たな在留管理制度の導入に伴い、以下のような在留資格の取消し事由、退去強制事由、罰則が設けられています。

(1) 在留資格の取消し事由（入管法第22条の4第1項）

①偽りその他不正の手段により在留特別許可を受けたこと（第5号）

②配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留すること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な事由がある場合を除く。）（第7号）

③住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な事由がある場合を除く。）や虚偽の住居地の届出をしたこと（第8号～第10号）

(2) 退去強制事由（入管法第24条）

①在留カード及び特別永住者証明書の偽変造等の行為（第3号の5）

②中長期在留者の各種届出等に関する虚偽届出等や在留カードの受領・提示義務違反により懲役以上の刑に処せられたこと（第4号の4）

(3) 罰則

①中長期在留者の各種届出等に関し、虚偽届出等や届出等義務違反、在留カードの受領・携帯・提示義務違反（入管法第71条の2、第71条の3）

②不法就労助長罪の見直し（入管法第73条の2第2項）

③在留カードの偽変造等の行為に係る罰則（入管法第73条の3～第73条の6）

特別永住者の制度の概要について

1 はじめに

特別永住者については、新たな在留管理制度の対象とはせず、基本的には、現行制度を実質的に維持しつつも、利便性向上の観点から、制度の見直しを行っています。

この新たな制度は、改正入管法が公布された平成21年7月15日から3年以内に施行されます。

2 制度の概要

新たな在留管理制度の構築に伴い、外国人登録法が廃止され、外国人登録証明書も廃止されますが、現在特別永住者に交付されている外国人登録証明書がその法的地位等を証明するものとして重要な役割を果たしていることにかんがみ、これと同様の証明書として、法務大臣が特別永住者証明書を交付することとしています。

また、特別永住者証明書の記載事項については、これを必要最小限にするとの観点から、外国人登録証明書の記載事項と比べて大幅に削減しています。その上で、記載事項の変更や再交付などに係る手続は、従来どおり、市区町村の窓口で行うこととしています。

さらに、再入国許可制度を緩和することとしており、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持する特別永住者においては、原則として、2年以内に再入国する出国について再入国許可は不要になります。

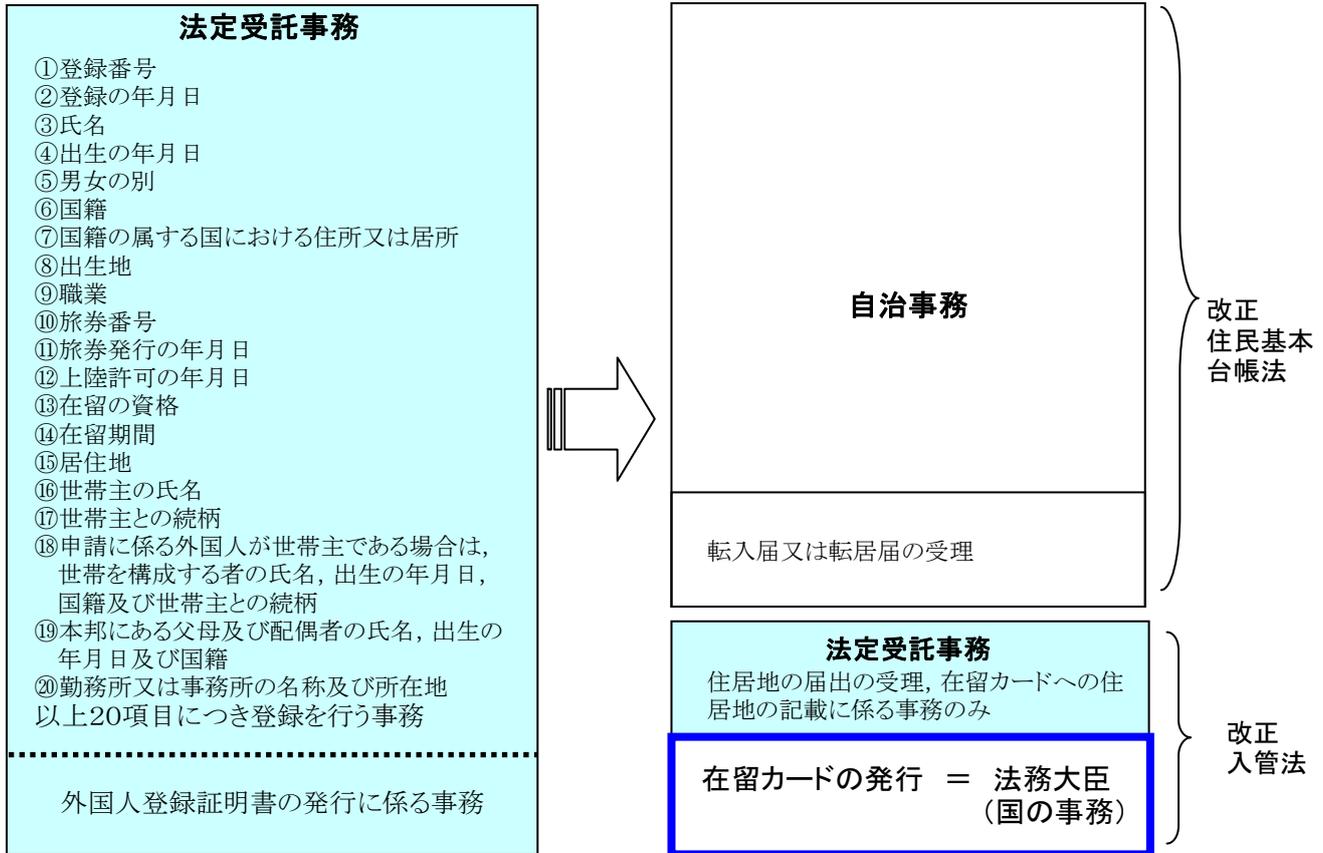
3 特別永住者証明書

新たな制度の導入に伴い交付される特別永住者証明書には、写真が表示されるほか、次の事項が記載されます。また、偽変造防止のためICチップが登載され、券面記載事項の全部又は一部が記録されます。

- ① 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は入管法第2条第5号ロに規定する地域
- ② 住居地
- ③ 特別永住者証明書の番号、交付年月日及び有効期間の満了の日

1. 新たな制度における法定受託事務, 自治事務等の区分

<外国人登録法>



※ ③④⑤⑥⑬⑭については, 変更の都度, 法務大臣から市区町村に通知され, 住民基本台帳に反映される。

※ 住民基本台帳制度上の転入届又は転居届が行われた場合には, 入管法上の住居地届出とみなされる。

2. 法務省と市区町村の情報のやりとり

